女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況の フォローアップ

内閣官房内閣人事局では、女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況について取りまとめました。

女性国家公務員の平成28年7月時点の登用状況については、いずれの役職段階においても、女性の 占める割合が過去最高となりました(別添1)。また、平成27年度において新たに育児休業を取得し た男性職員の割合(取得率)についても、過去最高となりました(別添2)。

〇 公表の趣旨

各府省等は、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)に定める目標の達成に向けて、「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定。平成27年12月25日一部変更)、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。平成28年1月28日一部改正)等を踏まえ、男女全ての職員のワークライフバランスの実現に取り組んでいるところであり、今般、女性国家公務員の登用状況及び平成27年度の国家公務員の育児休業等の取得状況について、フォローアップを行った。

〇 実施結果 (概要)

	項目	昨年把握した数値	今回のフォローアップで 把握した現状値	第4次男女共同参画基本計画 に定める成果目標(期限)						
国	国家公務員の各役職段階に占める女性の割合									
	指定職相当	3.0% (平成27年11月)	3.6% (平成28年7月)	5% (平成32年度末)						
	本省課室長相当職	3.5% (平成27年7月)	4.1% (平成28年7月)	7% (平成32年度末)						
	地方機関課長・ 本省課長補佐相当職	8.6% (平成27年7月)	9.4% (平成28年7月)	12% (平成32年度末)						
	係長相当職(本省)	22.2% (平成27年7月)	23.9% (平成28年7月)	30% (平成32年度末)						
国	家公務員の育児休業取得率									
	男性職員	3.1% (平成26年度)	5.5% (平成27年度)	13% (平成32年)						
	女性職員	98.7% (平成26年度)	100.3% (平成27年度) 注1	_						
配	偶者出産休暇、育児参加の	ための休暇使用率								
	配偶者出産休暇	70.1% (平成26年度)	73.1% (平成27年度)	_						
	育児参加のための休暇	36.1% (平成26年度)	43.5% (平成27年度)	_						
	配偶者出産休暇と育児参加のため の休暇を合わせて5日以上取得	24.7% (平成26年度)	30.8% (平成27年度)	<100%>注2						

- 注1 新規取得者数には、例えば、平成27年度については、平成24~26年度に取得可能となった職員が平成27年度中に新たに育児休業を取得した場合を含むため、取得率が100%を超えることがある(別添2の8ページ注1~注3参照)。
 - 2 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」において、全ての男性職員が配偶者出産休暇、育児参加の ための休暇を合わせて5日以上取得することが目標とされている。

【連絡先】内閣官房内閣人事局

<女性国家公務員の登用状況について>

・女性活躍促進・ダイバーシティ担当

渡部、井坂、西野、原田 電話 03-6257-3749 (直通) FAX 03-3502-0603

<国家公務員の育児休業等の取得状況について>

・服務・勤務時間第二担当

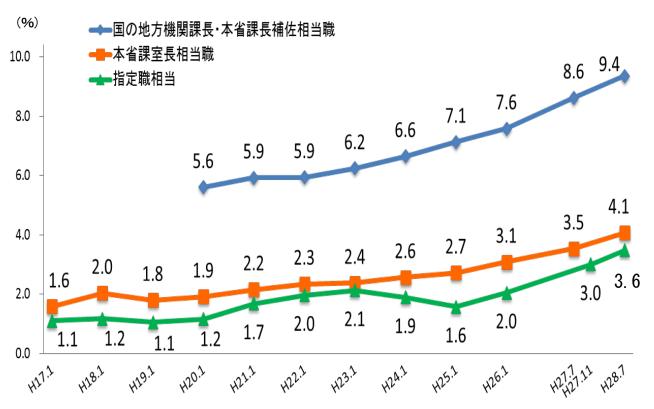
佐藤、松尾、桑原 電話 03-6257-3746(直通) FAX 03-3502-0603

女性国家公務員の登用状況

- 〇 指定職相当に占める女性の割合は<u>3.6%</u> (平成28年7月31日現在) (前年11月1日現在から0.6ポイント増)
- 〇 本省課室長相当職に占める女性の割合は4.1% (平成28年7月1日現在) (前年7月1日現在から0.6ポイント増)
- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性の割合は<u>9.4% (平成28年7月1日現在)</u> (前年7月1日現在から0.8ポイント増)
- 〇 係長相当職(本省)に占める女性の割合は<u>23.9%</u>(平成28年7月1日現在) (前年7月1日現在から1.7ポイント増)

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
指定職相当 (平成28年7月31日現在)	1,005	36	3.6
本省課室長相当職 (平成28年7月1日現在)	13,683	557	4.1
国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職 (平成28年7月1日現在)	75,278	7,049	9.4
係長相当職(本省) (平成28年7月1日現在)	16,287	3,887	23.9

〇 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移



府省等別女性国家公務員登用状況

(平成28年7月1日現在)

	総数う	うち女性	女性割	本省	〕課室長相	当職	国の	地方機関語 果長補佐村	果長・ 目当職	係長	相当職(2	体省)
	(人)	(人)	合(%)	総数(人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合(%)	総数(人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	927	123	13.3	146	9	6.2	293	18	6.1	322	49	15.2
内閣法制局	67	12	17.9	25	0	0.0	9	2	22.2	17	5	29.4
内閣府	2,206	409	18.5	241	13	5.4	601	67	11.1	339	91	26.8
宮内庁	693	102	14.7	44	1	2.3	84	1	1.2	291	34	11.7
公正取引委員会	766	164	21.4	65	5	7.7	135	13	9.6	268	63	23.5
国家公安委員会 (警察庁)	7,888	701	8.9	923	7	0.8	1,300	34	2.6	1,154	150	13.0
個人情報保護委員会	56	11	19.6	9	0	0.0	17	0	0.0	16	5	31.3
金融庁	1,356	267	19.7	130	4	3.1	458	44	9.6	492	120	24.4
消費者庁	288	98	34.0	24	4	16.7	86	19	22.1	100	41	41.0
復興庁	181	12	6.6	20	0	0.0	57	1	1.8	40	3	7.5
総務省	4,599	899	19.5	503	12	2.4	1,186	97	8.2	981	300	30.6
法務省	47,192	8,705	18.4	1,030	62	6.0	5,411	485	9.0	540	106	19.6
外務省	5,521	1,525	27.6	626	31	5.0	1,878	368	19.6	886	445	50.2
財務省	68,099	13,734	20.2	3,155	115	3.6	29,564	3,454	11.7	907	203	22.4
文部科学省	1,919	463	24.1	329	29	8.8	523	80	15.3	721	217	30.1
厚生労働省	26,849	6,696	24.9	768	77	10.0	6,785	723	10.7	1,548	354	22.9
農林水産省	20,698	2,890	14.0	857	26	3.0	6,511	312	4.8	2,075	545	26.3
経済産業省	7,572	1,691	22.3	1,196	99	8.3	2,886	493	17.1	1,314	396	30.1
国土交通省	55,231	5,705	10.3	2,614	32	1.2	13,443	585	4.4	2,639	331	12.5
環境省	2,665	405	15.2	232	10	4.3	852	74	8.7	472	113	23.9
防衛省	13,600	3,276	24.1	489	6	1.2	2,654	103	3.9	728	164	22.5
人事院	583	171	29.3	83	11	13.3	167	33	19.8	120	45	37.5
会計検査院	1,141	270	23.7	174	4	2.3	378	43	11.4	317	107	33.8
合 計	270,097	48,329	17.9	13,683	557	4.1	75,278	7,049	9.4	16,287	3,887	23.9

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省

の職員が対象 2 「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」の数値は「一般職国家公務員在職状況統計表(平成28年7月1 日現在)」(内閣人事局)、「係長相当職(本省)」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成 3 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の職員をいう。 4 「係長相当職(本省)」については、第4次男女共同参画基本計画において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに

定められたものである。

府省等別女性国家公務員登用状況(本省課室長相当職)

(平成28年7月1日現在)

	平成	28年7月1日	現在	(参考)	平成27年7月]	L日現在
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	146	9	6.2	135	5	3.7
内閣法制局	25	0	0.0	25	0	0.0
内閣府	241	13	5.4	244	15	6.1
宮内庁	44	1	2.3	44	1	2.3
公正取引委員会	65	5	7.7	60	3	5.0
国家公安委員会(警察庁)	923	7	0.8	912	8	0.9
個人情報保護委員会	9	0	0.0	4	0	0.0
金融庁	130	4	3.1	126	3	2.4
消費者庁	24	4	16.7	25	4	16.0
復興庁	20	0	0.0	21	1	4.8
総務省	503	12	2.4	508	8	1.6
法務省	1,030	62	6.0	1,025	59	5.8
外務省	626	31	5.0	653	31	4.7
財務省	3,155	115	3.6	3,165	92	2.9
文部科学省	329	29	8.8	330	35	10.6
厚生労働省	768	77	10.0	760	59	7.8
農林水産省	857	26	3.0	855	21	2.5
経済産業省	1,196	99	8.3	1,175	88	7.5
国土交通省	2,614	32	1.2	2,696	28	1.0
環境省	232	10	4.3	232	8	3.4
防衛省	489	6	1.2	478	5	1.0
人事院	83	11	13.3	83	9	10.8
会計検査院	174	4	2.3	174	2	1.1
合 計	13,683	557	4.1	13,730	485	3.5

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、 税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

^{2 「}一般職国家公務員在職状況統計表(平成28年7月1日現在)」(内閣人事局)に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結 果に基づき作成 3「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員をいう。

府省等別女性国家公務員登用状況(国の地方機関課長・本省課長補佐相当職) (平成28年7月1日現在)

	平成	28年7月1日	現在	(参考)	平成27年7月1	L日現在
	総数 うち女性 女性割合 (人) (人) (%)			総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	293	18	6.1	274	11	4.0
内閣法制局	9	2	22.2	11	4	36.4
内閣府	601	67	11.1	583	62	10.6
宮内庁	84	1	1.2	85	3	3.5
公正取引委員会	135	13	9.6	135	14	10.4
国家公安委員会(警察庁)	1,300	34	2.6	1,283	33	2.6
個人情報保護委員会	17	0	0.0	8	0	0.0
金融庁	458	44	9.6	464	39	8.4
消費者庁	86	19	22.1	72	15	20.8
復興庁	57	1	1.8	55	1	1.8
総務省	1,186	97	8.2	1,176	81	6.9
法務省	5,411	485	9.0	5,258	455	8.7
外務省	1,878	368	19.6	1,852	321	17.3
財務省	29,564	3,454	11.7	29,887	3,163	10.6
文部科学省	523	80	15.3	516	79	15.3
厚生労働省	6,785	723	10.7	6,788	684	10.1
農林水産省	6,511	312	4.8	6,314	278	4.4
経済産業省	2,886	493	17.1	2,987	472	15.8
国土交通省	13,443	585	4.4	13,514	539	4.0
環境省	852	74	8.7	809	70	8.7
防衛省	2,654	103	3.9	2,648	92	3.5
人事院	167	33	19.8	168	37	22.0
会計検査院	378	43	11.4	383	38	9.9
合 計	75,278	7,049	9.4	75,270	6,491	8.6

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、 税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法 律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

^{2 「}一般職国家公務員在職状況統計表(平成28年7月1日現在)」(内閣人事局)に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成

^{3 「}国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)5級及び6級相当職の職員をいう。

府省等別女性国家公務員登用状況(係長相当職(本省)) (平成28年7月1日現在)

	平成	28年7月1日	現在	(参考)平成27年7月1日現在			
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	
内閣官房	322	49	15.2	294	47	16.0	
内閣法制局	17	5	29.4	19	6	31.6	
内閣府	339	91	26.8	437	114	26.1	
宮内庁	291	34	11.7	295	32	10.8	
公正取引委員会	268	63	23.5	258	59	22.9	
国家公安委員会(警察庁)	1,154	150	13.0	1,145	146	12.8	
個人情報保護委員会	16	5	31.3	10	3	30.0	
金融庁	492	120	24.4	486	96	19.8	
消費者庁	100	41	41.0	107	38	35.5	
復興庁	40	3	7.5	39	6	15.4	
総務省	981	300	30.6	960	285	29.7	
法務省	540	106	19.6	523	98	18.7	
外務省	886	445	50.2	1,010	353	35.0	
財務省	907	203	22.4	858	191	22.3	
文部科学省	721	217	30.1	689	187	27.1	
厚生労働省	1,548	354	22.9	1,514	322	21.3	
農林水産省	2,075	545	26.3	1,939	498	25.7	
経済産業省	1,314	396	30.1	914	283	31.0	
国土交通省	2,639	331	12.5	2,510	306	12.2	
環境省	472	113	23.9	401	100	24.9	
防衛省	728	164	22.5	476	69	14.5	
人事院	120	45	37.5	133	50	37.6	
会計検査院	317	107	33.8	331	119	36.0	
合 計	16,287	3,887	23.9	15,348	3,408	22.2	

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、 税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象 2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成 3 「係長相当職(本省)」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の職員をいう。

○ 指定職相当における女性国家公務員の登用状況

	総数(人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
平成 28 年7月 31 日 現在	1,005	36	3.6
(参考)平成27年 11月1日現在	997	30	3.0

〇 女性職員が就いている指定職官職名一覧(平成28年7月31日現在)

府省名	官職名			
	内閣審議官(内閣人事局)			
内朗宁豆	内閣審議官(まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)			
内閣官房	内閣審議官(文化庁移転等担当)			
	内閣審議官(児童虐待防止対策等担当)			
	男女共同参画局長			
内閣府	官民人材交流センター官民人材交流副センター長			
	官房審議官(経済財政分析担当)			
宮内庁	式部副長(外事総括)			
公正取引委員会	審査局長			
個人情報保護委員会	事務局長			
金融庁	総務企画局審議官(検査局担当)			
消費者庁	長官			
総務省	大臣官房長			
法務省	大臣官房審議官(入国管理局担当)			
人人介力	大臣官房審議官(矯正局担当)			

⁽注) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。)の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和 27 年法律第 266 号)に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

外務省	国際法局長					
777万日	在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官(大使)					
財務省	大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官					
知伤目	大臣官房付(派遣職員 地球環境ファシリティ事務局長)					
	生涯学習政策局長					
文部科学省	研究振興局長					
	文化庁文化財部長					
	社会・援護局長					
	政策統括官(統計・情報政策担当)					
厚生労働省	大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭、少子化対策担当)					
77 = 23 (2)	大臣官房審議官(国際保健医療展開担当)					
	生活衛生・食品安全部長					
	国立障害者リハビリテーションセンター総長					
農林水産省	水産庁資源管理部長					
辰 你小庄泪	農林水産技術会議事務局研究総務官					
経済産業省	特許庁審査第三部長					
国土交通省	大臣官房審議官(住宅局担当)					
国工义进1	札幌管区気象台長					
環境省	総合環境政策局環境保健部長					
人事院	国家公務員倫理審査会事務局長					
八争阮	人材局試験審議官					

(注) 一般職給与法の指定職俸給表は適用されないものの、指定職と同等の官職のうち、女性職員が就いている官職は 以下のとおり。

府省名	官職名	適用される俸給表
法務省	保護局長	検察官俸給表
<i>运</i> 伤官	人権擁護局長	検察官俸給表

国家公務員の育児休業等の取得状況(平成27年度)

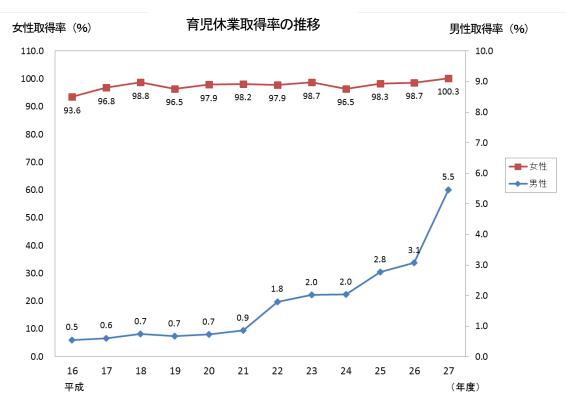
(注)一般職(行政執行法人職員を除く。)及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査の結果について(平成27年度)」(平成28年9月13日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えている。

1 国家公務員の育児休業の取得状況

(1) 新規取得者数及び取得率

- 新たに育児休業を取得した男性職員は700人、取得率は5.5%(前年度から2.4ポイント増)(フォローアップ調査開始以降、最高数値)
- 新たに育児休業を取得した女性職員は2,794人、取得率は100.3%**(前年度から1.6ポイント増)※ 新規取得者数には、例えば、平成27年度については、平成24~26年度に取得可能となった職員が平成27年度中に新たに育児休業を取得した場合を含むため、取得率が100%を超えることがある。注1~注3参照

		男性職員			女性職員	
	新規 取得者数 (A) _{注1}	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (B) _{注2}	取得率 (%) A/B _{注3}	新規 取得者数 (A') _{注1}	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (B') _{注2}	取得率 (%) A' /B' _{注3}
平成27年度	700	12, 817	5. 5	2, 794	2, 787	100.3
平成26年度	423	13, 776	3.1	2, 822	2, 860	98. 7

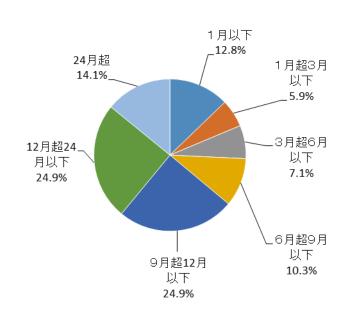


- 注1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。
- 2 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員(例えば、平成27年度については平成27年2月3日から平成28年2月3日までに出産した女性職員(産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。
- 3 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数(例えば、平成27年度については、 平成27年度中に新たに育児休業を取得した者(平成24~26年度に取得可能となった職員数を含む。))」の割合をいう。このため、取得率が 100%を超えることがある。
- 【参考】平成27年度における一般職(行政執行法人職員を含む。)の国家公務員の男性職員の育児休業取得率は9.5%(「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(平成27年度)の結果について」(平成28年9月13日人事院))

(2) 新規取得者の育児休業期間

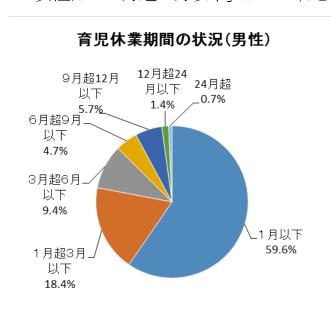
- 平成27年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、12.7月(男性 2.6月、女性15.2月)(前年度13.6月(男性3.0月、女性15.2月))となっている。
- 休業期間の分布状況は、「9月超12月以下」及び「12月超24月以下」がいずれも 24.9%と最も多く、次いで「24月超」が14.1%の順となっている。

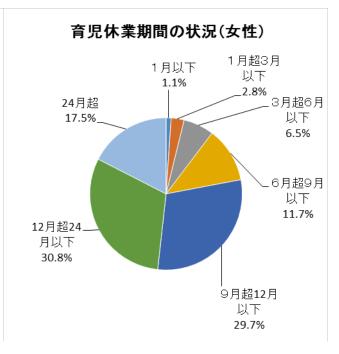




(注) 円グラフの内訳は、それぞれ 四捨五入しているため、その合計が 100%にならない場合がある(以下の各 円グラフについて同じ)。

○ 休業期間の分布状況を男女別にみると、男性は「1月以下」が59.6%と最も多く、 女性は「12月超24月以下」が30.8%と最も多い。





2 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

(1)配偶者出産休暇

平成27年度に子が生まれた男性職員(12,817人)のうち、配偶者出産休暇を使用した男性職員の割合は73.1%(9,373人)(前年度70.1%(9,661人))、平均使用日数は1.8日(前年度1.8日)となっている。

(注) 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇

(2) 育児参加のための休暇

平成27年度に子が生まれた男性職員(12,817人)のうち、育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は43.5%(5,571人)(前年度36.1%(4,971人))、平均使用日数は3.4日(前年度3.2日)となっている。

(注) 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期 に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた使用状況

平成27年度に子が生まれた男性職員(12,817人)のうち、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は75.0%(9,607人)(前年度73.2%(10,089人))、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した男性職員の割合は30.8%(3,951人)(前年度24.7%(3,398人))となっている。

(注) 「配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員」には、どちらか一方の休暇のみ使用した場合、 両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段:平成27年度、下段:平成26年度)

		男性職員		女性職員			
府省名	新規 取得者数 (A)	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数(B)	取得率 A/B	新規 取得者数 (A')	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数(B')	取得率 A' /B'	
内閣官房	2	38	5.3% 2.3%	2	2	100.0% 100.0%	
内閣法制局 -	1 0	44	0.0%	2	2	100.0%	
	6	56	25.0% 10.7%	9	9	100.0%	
内閣府	7	69	10.1%	18	18	100.0%	
宮内庁	1	30	3.3%	<u>3</u>	3	100.0%	
	<u> </u>	21 21	4.8% 23.8%	6	7	100.0% 85.7%	
公正取引委員会	3	29	10.3%	6	6	100.0%	
国家公安委員会	3	162	1.9%	26	25	104.0%	
(警察庁)	4	169	2.4%	28	29	96.6%	
個人情報保護委員会-	1	1 0	100.0%	0	0		
金融庁	4	70	5.7%	16	17	94.1%	
金融厂 "	5	80	6.3%	22	22	100.0%	
消費者庁	0	5	0.0%	2	2	100.0%	
	0	8	0.0%	0	0		
復興庁 -	0	15 13	0.0% 7.7%	0	0		
WA ZAT ALS	9	98	9.2%	38	38	100.0%	
総務省	10	118	8.5%	42	42	100.0%	
法務省	79	1,513	5.2%	336	335	100.3%	
7A177 E	53	1,642	3.2%	350	356	98.3%	
外務省	4 5	168	2.4% 2.6%	56 67	56	100.0%	
	220	190 1,687	13.0%	669	68 650	98.5% 102.9%	
財務省	116	1,760	6.6%	685	681	100.6%	
文部科学省	6	78	7.7%	24	24	100.0%	
文即件子目 *	3	78	3.8%	18	18	100.0%	
厚生労働省	166	610	27.2%	235	234	100.4%	
	84	607	13.8%	279	288	96.9%	
農林水産省	38	340 375	11.2%	118 140	119	99.2%	
	25 8	147	6.7% 5.4%	98	140 102	100.0% 96.1%	
経済産業省	18	205	8.8%	87	85	102.4%	
国土交通省	65	1,561	4.2%	239	256	93.4%	
国工人应目 "	36	1,481	2.4%	249	253	98.4%	
環境省	7	60	11.7%	20 13	19 13	105.3%	
	8 66	59 6,100	13.6% 1.1%	878	870	100.0% 100.9%	
防衛省	34	6,770	0.5%	792	815	97.2%	
人事院	5	14	35.7%	5	5	100.0%	
ハヂル	7	20	35.0%	9	9	100.0%	
会計検査院	5	42	11.9%	12	12	100.0%	
	700	12,817	2.9% 5.5%	2,794	2,787	100.0% 100.3%	
合計	423	13,776	3.1%	2,794	2,767	98.7%	

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(平成27年度)の結果について」(平成28年9月13日 人事院)より算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成

^{2 「}新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

^{3 「}当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員(平成27年度については平成27年2月3日から平成28年2月3日まで、平成26年度については平成26年2月3日から平成27年2月2日までに出産した女性職員(産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。

^{4 「}取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数(当該年度中に新たに育児休業を取得した者(平成27年度については平成24~26年度、平成26年度については平成23~25年度に取得可能となった職員数を含む。))」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況(平成27年度)

(上段:平成27年度、下段:平成26年度)

府省名	当該年度中に 子が生まれた 男性職員数 (A)	配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇及び育児参加 のための休暇	
		(A)のうち配偶 者出産休暇を 使用した職員 数(B)	使用率 B/A	(A) のうち育児 参加のための 休暇を使用し た職員数(B')	使用率 B'/A	(A)のうち合わ せて5日以上 の休暇を使用 した職員数(C)	使用率 C/A
内閣官房	38	30	78.9%	24	63.2%	14	36.8%
	44	27	61.4%	12	27.3%	5	11.4%
内閣法制局	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
	4	4	100.0%	2	50.0%	1	25.0%
内閣府	56	34	60.7%	22	39.3%	12	21.4%
	69	53	76.8%	33	47.8%	14	20.3%
宮内庁	30	24	80.0%	12	40.0%	10	33.3%
	21	6	28.6%	6	28.6%	2	9.5%
公正取引委員会	21	15	71.4%	13	61.9%	10	47.6%
	29	20	69.0%	6	20.7%	2	6.9%
国家公安委員会 (警察庁)	162	115	71.0%	49	30.2%	24	14.8%
(言衆川)	169	131	77.5% 100.0%	64 1	37.9% 100.0%	27 1	16.0% 100.0%
個人情報保護委員会	0	0	100.0%	0	100.0%	0	100.0%
	70	57	81.4%	42	60.0%	22	31.4%
金融庁	80	54	67.5%	32	40.0%	17	21.3%
消費者庁	5	4	80.0%	32	60.0%	17	20.0%
	8	7	87.5%	2	25.0%	1	12.5%
復興庁	15	15	100.0%	11	73.3%	7	46.7%
	13	13	100.0%	5	38.5%	4	30.8%
総務省	98	65	66.3%	34	34.7%	17	17.3%
	118	90	76.3%	43	36.4%	20	16.9%
法務省	1.513	1.259	83.2%	746	49.3%	457	30.2%
	1,642	1,274	77.6%	546	33.3%	262	16.0%
外務省	168	48	28.6%	33	19.6%	21	12.5%
	190	56	29.5%	33	17.4%	25	13.2%
財務省	1.687	1.609	95.4%	1,552	92.0%	1,363	80.8%
	1,760	1,657	94.1%	1,439	81.8%	1,042	59.2%
文部科学省	78	48	61.5%	21	26.9%	9	11.5%
	78	55	70.5%	22	28.2%	9	11.5%
厚生労働省	610	552	90.5%	504	82.6%	405	66.4%
	607	540	89.0%	492	81.1%	371	61.1%
農林水産省	340	257	75.6%	151	44.4%	94	27.6%
	375	245	65.3%	153	40.8%	81	21.6%
経済産業省	147	109	74.1%	65	44.2%	43	29.3%
	205	116	56.6%	73	35.6%	41	20.0%
国土交通省	1,561	1,130	72.4%	635	40.7%	405	25.9%
	1,481	1,013	68.4%	471	31.8%	265	17.9%
環境省 防衛省	60	43	71.7%	33	55.0%	22	36.7%
	59	40	67.8%	23	39.0%	11	18.6%
	6,100	3,915	64.2%	1,586	26.0%	989	16.2%
人事院 会計検査院	6,770	4,224	62.4%	1,490	22.0%	1,189	17.6%
	14	12	85.7%	11	78.6%	9	64.3%
	20	14	70.0%	11	55.0%	3	15.0%
	42	30	71.4%	22	52.4%	15	35.7%
	34	22	64.7%	13	38.2%	6	17.6%
合計	12,817	9,373	73.1%	5,571	43.5%	3,951	30.8%
	13,776	9,661	70.1%	4,971	36.1%	3,398	24.7%

注 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(平成27年度)の結果について」(平成28年9月13日 人事院)より算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成